

無形資産の取引に関する独立企業間基準⁽¹⁾

柳 下 正 和

目 次

はじめに

I 無形資産の価値評価に関する3つのアプローチと独立企業間基準

II 「所得相応性基準」と経済理論

III 『白書』における無形資産取引の移転価格算定法

おわりに

はじめに

輸送・通信手段の発達は、国境を越えた財やサービスの取引を容易に行うことを可能にした。その取引量は増大している。中でも、親子関係にある、いわゆる関連企業間での取引、すなわち企業内取引も増大しており、企業が多国籍化を進めることで企業内取引がその大半を占めているという様相を呈しているのである。

わが国では、比較的早い時期から多国籍化した電気機器、輸送機械、精密機械の分野で現地法人向け輸出の割合がそれぞれ57.1%、56.5%、55.5%を占め、現地法人からの輸入はそれぞれ33.3%、39.2%、57.7%を占めている⁽²⁾。アメリカにおいては、関連企業間の取引が全取引に占める割合が8割を越えているし、輸出・輸入に占める割合も8割前後となっている。(表1)

近年、企業内取引は特許や商標などに代表される無形資産を含む取引が多様化しており、大きな広がりを見せつつある。アメリカをはじめとした諸外国やわが国において、多国籍企業や課税当局が移転価格税制の適用に敏感となっているのが現状である。わが国においては、移転価格税制の適用が拡大し、無形資産を含む取引に関して移転価格税制を適用されるという事例も出てきている⁽³⁾。

無形資産を含む取引に関する移転価格問題に関しては、現在のところOECDのガイドラインが国際的な指針となっている。しかしながら、この問題についての解決策はまだ模索の段階であるという状況である。

そこで、本稿では、まず、無形資産の価値評価に関する3つのアプローチと移転価格税制の国

表1 アメリカ企業が所有・管理する外国企業と外資企業が所有・管理するアメリカ企業の取引
(1989年, 単位 10億ドル)

		関連企業	非関連企業	合計	関連企業が占める割合
アメリカ企業が所有・管理する外国企業 ⁽¹⁾	全世界での売上				
	財	215	672	887	24%
	サービス	22	89	111	20%
	アメリカでの売上				
	財	83	14	97	86%
	サービス	7	4	11	64%
外資系企業が所有・管理するアメリカ企業 ⁽²⁾	アメリカからの輸出	86	11	97	89%
	アメリカへの輸入	72	13	85	85%
	全世界での売上				
	財	n.a.	n.a.	860	n.a.
	サービス	4	144	148	3%
	アメリカからの輸出	40	44	84	48%
	アメリカへの輸入	133	37	170	78%

注 1) 銀行以外のアメリカの親会社か所有・支配する銀行以外の子会社

2) 銀行以外の子会社

出典 Hufbauer, Gary C, *U S Taxation of International Income*, p 109

際的な規範である独立企業間基準との関係を整理する。次に、無形資産を含む取引に関して、1988年にアメリカの財務省と内国歳入庁（IRS）が共同で出した『移転価格税制に関する白書』の意義と問題点についての評価を行い、最後に、その後の無形資産を含む取引に関する移転価格問題に与えた影響を考察したい。

I 無形資産の価値評価に関する3つのアプローチと独立企業間基準

無形資産の取引は譲渡と使用に分けられる。譲渡とは、無形資産の所有権の譲渡のことであり、移転価格の算定は、譲渡価格が適正かどうか問題となる。無形資産の所有権は単独で譲渡されることはまれであり、むしろ企業買収や事業部門の売買に伴う場合のように他の事業用資産と一括して譲渡されることが多い。また、無形資産の使用とは、取引において、無形資産の所有者がその使用と引き換えに一定の使用料の徴収を行うものである。使用の場合には、ロイヤルティの料率が適正かどうか問題となる。ロイヤルティは、業種や業態によって大きく異なる。そこで、一般に適用可能な算定方法の決定は不可能に近いために、ロイヤルティの契約や取引の内容に柔軟に対応できる方法が求められることになる。

無形資産の価値評価の手法には、マーケット・アプローチ、インカム・アプローチ、コスト・アプローチがある⁽⁴⁾。

マーケット・アプローチは、類似の無形資産の取引価格を比較検討することによって、その価

値を明らかにしようというものである。この方式では、①比較可能な資産取引を行う活発な市場が存在すること、③比較可能な資産が過去に取引されていること、②比較可能な資産の取引価格に関する情報が入手可能であること、④独立当事者間の取引であること、という要件が満たされない限りは適用が難しい。つまり、評価の対象になる無形資産が特別な用途を持つ場合や法制度によって保護されている場合には取引が制限されることになるので、この方式は適さないということになる。

インカム・アプローチは、企業が所有する財産が将来どれだけの収益を生み出すかを求め、それを現在価値に直し、評価する方式である。無形資産の価値は、その使用によってもたらされる超過収益によって決定されるという理論に基づいている。基本的には当該資産の耐用期間を通じて享受されるキャッシュ・フローの現在価値によってその価値を評価しようということである。この方式では、粗収益の合計を求め、該当する資産の寄与度を求めることになる。経年的な収益やリスクを評価することにはなるが、計算の根拠を明示することができる。資産が単独で収益を生み出すという考え方ではなく、有形資産や労働力、さらには無形資産や知的財産といった補完的な資産が組合わされることで収益を生み出すという考え方に基づいている。

コスト・アプローチは、取得済みの無形資産を再度取得する時に必要な費用を推計値として評価を行う。このアプローチでは、新たに開発投資を行い無形資産を開発するのと、既存の無形資産をロイヤルティを支払って使用のとどちらが有利かを考慮するはずであろうという認識に基づき、過去の投資額を現在価値の置き直した価額をもとに価値の算定を行う。この方式は、他の二つ方式に比べて次の五つの点で包括性に欠ける⁽⁵⁾。第一に、評価の対象となる資産が経済的に利益を生み出すかどうかは問題にしていない。第二に、例えば競争上の圧力などといった経済的便益の趨勢に関する情報が考察対象から外れている。第三に、経済的便益を享受できる期間の長さが考慮されていない。第四に、期待収益の獲得に伴うリスクがモデルに取り入れられていない。第五に、陳腐化の程度を数値化することは困難である場合が多い。そのために、将来利益の変動が大きい場合、開発投資に伴うリスクが大きい場合には適さない方法である。

個々の無形資産についての評価方法の順位については、表2のようになることが考えられる。「最適」となっている方式が、その資産に対して最も信頼できる結果を示すであろう。「次善」となっている方式は最適とされる方式で求められた結果を検証、確認する上で有効な方式である。「まれ」となっている方式は、信頼できるような結果が得られることがまず考えられない方式である。

上述した無形資産の価値評価の3方式を無形資産の移転価格算定に適用する場合、とりわけ譲渡の場合と使用の場合それぞれについてその長所と短所を見てみよう。

譲渡の場合の三方式による移転価格算定方法の問題点は次の通りである。まず、コスト・アプ

表2 主な無形資産の評価方法の順位

	最 適	次 善	ま れ
特 許・技 術	インカム	マーケット	コ ス ト
商 標 フ ラ ン ト	インカム	マーケット	コ ス ト
著 作 権	インカム	マーケット	コ ス ト
経営情報ソフトウェア	コ ス ト	マーケット	インカム
製品ソフトウェア	インカム	コ ス ト	マーケット
流通ネットワーク	コ ス ト	インカム	マーケット
フランチャイズ権	インカム	マーケット	コ ス ト
業務慣行・手順	コ ス ト	インカム	マーケット

出典 Smith, Gordon V. and Parr, Russell L. (1994), 邦訳, 284頁

ローチによる方法では、過去の投下資本額を基準とした確定した数値を用いるので、推計の余地が少なく堅実な方法であることが長所である。しかし、共通費用のうち、どこまでを開発費用に取り込むか、あるいは開発に失敗した場合の投資の損失額をのうちどこまでを開発費用に取り込むかが問題となる。次に、インカム・アプローチの場合には、理論の上では優れているという長所をもつが、予想収益と実際の収益が大きく異なった場合の扱いをどうするかという問題がある。最後に、マーケット・アプローチについては、独立企業間基準の算定方法としては最も優れているが、無形資産の場合には類似の独立当事者による取引そのものが存在しないケースが多く、存在したとしても比較可能性の点で論証が困難である。

使用の場合、特にロイヤルティの場合には、譲渡の場合とは評価方法が異なる。まず、マーケット・アプローチに関しては、業種ごとの相場をベースとする方法が採用される。すなわち、これはそれぞれの業界において通常採用されている算定方法と料率の相場を見出し、それを適用しようというものである。この方法は算定方法が類似していても、料率についてはかなりの開きがあり独立企業間価格の特定には困難を要する。次に、コスト・アプローチに関しては、再開発投資額をベースにした方法が採用される。この方法では、適用できる場合が限られている。つまり、一定の投資を行えば確実に同じ無形資産が開発できるといったリスクの小さい場合の適用には問題がないが、開発投資に大きなリスクが存在する場合には適用できない。インカム・アプローチに関しては、無形資産の使用により得られる利益をベースにした方法が採用される。この方法では、ロイヤルティの支払いが無形資産の開発者とその使用者との間で結ばれた超過収益の利益配分を行う手段であるとされている。超過収益を按分する方法は、利益分割法の場合と同じように寄与度按分方式と残余利益方式が考えられる。実際の適用に関しては、予想超過収益の算定方法、予想超過収益と実際の収益が異なっていた場合の扱い、按分方法が客観的であるかどうか問題になる。

独立企業間基準との関連では、マーケット・アプローチ、コスト・アプローチはそれぞれ基本三法⁽⁶⁾の独立価格比準法（CUP法）、原価加算法（CP法）に該当する。インカム・アプローチはそれ以外の第四の方法⁽⁷⁾に該当するのである。とりわけインカム・アプローチに関しては『移転価格税制に関する白書（SEC. 482 WHITE PAPER on Intercompany Pricing）』（以下『白書』）において、いわゆる基本アームズレングス収益法（Basic Arm's Length Return Method; BALRM または ballroom）として紹介されている。以下、『白書』の第10章、11章からその意義と問題点を整理してみよう。

II 「所得相応性基準」と経済理論

米国の1986年税制改革において、スーパー・ロイヤルティ（super-royalty）条項が導入され、それをどのように適用するかについて財務省と内国歳入庁が共同で研究を行い1988年10月に公表されたのが『白書』である。スーパー・ロイヤルティ条項は、「所得相応性基準（commensurate with income）」ともいい、「無形資産の譲渡又は実施権供与に係る所得の金額は、当該無形資産に帰属すべき金額と相応するものでなければならない。」というものである。つまり、親会社から海外にある子会社へ無形資産が移転された場合に、その無形資産から発生した所得を決定する際、関連当事者が果たした機能、負担した費用やリスクに応じて所得配分を行い、定期的（事後的）に調整を行おうというものである。

『白書』は無形資産の移転価格の算定法に関して、マーケットでの価格に基づいたアプローチ、すなわち独立企業間価格を用いる方法に疑問を呈している⁽⁸⁾。つまり、関連企業から成る統合事業（integrated business）では市場で取引が行われず、企業内で取引が行われるためにそのようなアプローチを用いることは無理があるということである。そこで、『白書』ではこの統合事業をどう捉えるか、ということが問題となっている。

統合事業について『白書』では、ケイビス（R. E. Caves）の議論に着目している⁽⁹⁾。すなわち、企業が多国籍化するのはなぜかといえば、市場で取引するよりも取引費用（transactional cost）が節約できるからである。つまり、その組織形態に独立企業で取引するよりも有利であり、それゆえに多国籍企業が存在するということである。『白書』は、マーケットでの価格に基づいたアプローチは、この組織の形態での収益を考慮していないとしている。また取引費用の節約は、独立企業として取引した場合の収益の合計が関連企業グループの収益よりも少なくなる「連続体価格問題（continuum price problem）」を生じさせるのである。

多国籍企業が存在することの理由として、無形資産に関する市場の失敗があげられる。無形資産の特徴は、ひとつは限界費用がゼロであるために市場では必要量が供給されないことである。

そのために、経済的レント（純利潤ないし超過利潤）がもたらされ効率的に取引が行われたい。そこで、企業は多国籍化することで無形資産に関する市場を内部化しその供給を効率化しようとするのである。また、もうひとつの特徴は公共財のような性格を持つことである。そのために、フリーライダーの問題が出てくる。そこで、特許権や著作権等の制度が設けられるのである。

『白書』では、統合事業に対してミクロ経済学の理論を用いることで独立企業間アプローチが可能であるということ述べている⁽¹⁰⁾。つまり、産業が競争的で、生産要素が同質かつ部門間で可動的であるならば、「正常以上（above-normal）の利益」は長期にはゼロになるという、いわゆるゼロ経済的利潤の概念に着目しているのである。企業は、生産のために投入された労働、資本、土地やその他の要素に対して十分な報酬を支払うに足るだけの利益をあげなければならない。また、投資家はよりよい投資を見つけることを望んでいる。企業の粗利益が投入された要素に対するリターンよりも大きい場合、経済的利潤が生じ、他の企業や投資家にとっては魅力的なものとなる。そこで、競争が行われていれば、経済的利潤がゼロになるまで企業の参入が続くのである。

多国籍企業グループはひとつではないので、上記の仮説によれば、要素所得の合計額のみを得ていることになる。すなわち、この状態から企業の粗利益が各投入要素のマーケットリターンの合計に等しいという公式が導き出されることになる。『白書』では、この公式を関連企業間の適正な所得配分に強引に用いようとしている。また、課税の中立性からこれを根拠付けようとしている。⁽¹¹⁾

しかしながら、この方法には、①市場の調整には時間がかかるので、一定の期間にわたるデータを用いなければ適正な課税が行われたい、②市場収益率と独立企業間価格が混同されていること、③リスクをどう評価するのか、④市場では完全競争が行われることはまれであるのに、レントがいつかなくなると強引にいつている、というところに問題点が存在している。⁽¹²⁾

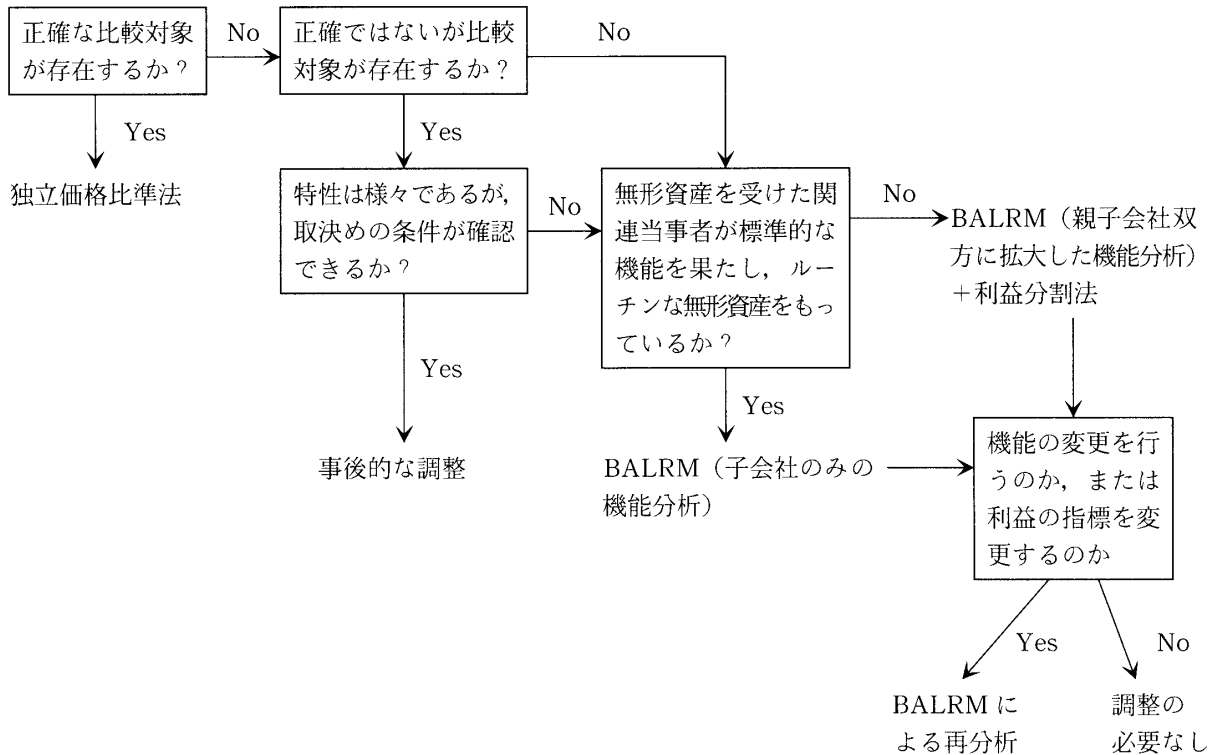
Ⅲ 『白書』における無形資産取引の移転価格算定法

1. 『白書』における無形資産を含む取引の評価法

『白書』では、無形資産を含む取引に関して、「正確な比較対照（exact comparable）取引」と「不正確な比較対照（inexact comparable）取引」について論じている⁽¹³⁾。

「正確な比較対照取引」とは、電卓、電子レンジなどのかつてはユニークであったが、現在では汎用化されている技術といった無形資産を含むものである。これに必要とされる条件は、非常に類似している経済的環境のもとで移転された無形資産を含むものとならねばならない。つまり、関連企業へ移転された特許、製品のデザイン、製造のプロセス、商標およびそれ以外の無

図1 『白書』が推奨する無形資産の移転価格算定法のフローチャート



出典 Witte, Ann Dryden and Chupty, Tasneem, (1990) "Some Thoughts on Transfer Pricing" *TAX NOTES*, p 1016.

形資産が同じである必要があるというのである。しかしながら、無形資産のライセンスは除かれる。

さらに、「正確な比較対照取引」は「外部 (external) 基準」と「内部 (internal) 基準」の二つの基準から判断される。「外部基準」とは、比較できる取引と関連企業間の契約がかなり類似した経済的環境において行われるはずであることに基づくものである。すなわち、市場での経済的發展の規模と水準が非常に類似しているはずであるので、経済的リスクの水準や個々の企業によって担われる機能が類似していなければならないということが考慮される。「内部基準」とは、取引が非常に類似した契約上の特徴を含まねばならないことに基づいている。つまり、比較される取引の契約上の性状が重要な性状すべてにおいてかなり類似していなければならない。判断の対象となるのは、例えばロイヤルティ率の契約がどうなっているのか、ということである。「不正確な比較対照取引」は、「正確な比較対照取引」が適用できない場合に用いられる。「不正確な比較対照取引」も「正確な比較対照取引」同様、「外部基準」と「内部基準」から判断される。『白書』においては、その適用を決定するための「外部基準」と「内部基準」に関して必須である12の要素が決められている⁽¹⁴⁾。しかしながら、どの要素を優先するか、どの程度考慮するかといった具体的な方法は定められていない。

「不正確な比較対照取引」が適用できない場合には、いわゆる「機能分析 (functional analysis)」

が行われることになる。これは、「不正確な比較対照取引」のアプローチのうちの一つであり、一連の事業を個々の機能に分解し、同じ機能を持つ独立企業と比較する方法である。

『白書』における無形資産の評価法に関する流れは図1のようになる。

2. BALRM とその批判

『白書』が拠り所としているのは、すでに述べた「ゼロ経済的利潤」の理論である。これに基づいて打ち出されたのが、基本アームズレングス収益法（BALRM）である。BALRMは、関連企業が行う一連の事業において用いられる要素を特定し、それぞれの要素に対して市場利益（market return）を割当て、無形資産の生み出す所得を特定する。まず、機能分析が行われ、当事者がどのような要素を生産に投入し、どのような役割を果たしているかが特定される。それによって、機能ごとに投入された生産要素が測定可能な状態となる。次に、関連当事者によって行われた機能ごとに測定可能となった要素の生み出すであろう所得（市場利益）を割当てていき、それらの機能すべてに所得を割当てた後に残ったものが無形資産に割当てられるべき所得になるのである。換言すれば、関連当事者間で行われるライセンス契約において用いられる無形資産をユニークな無形資産と位置付け、まず、独立企業でも用いられるルーチンな無形資産を特定し、それについての収益を確定する。その残りが例えば特許権に起因する他の企業に見られない固有の収益ということになる。

BALRMが適用されるのは、関連企業であるライセンスの受け手が独立企業でも行う機能を提供し、それが測定可能な生産要素とルーチンな無形資産のみを利用している場合である。関連企業双方が重要な無形資産を有している場合には、BALRMと利益分割法を組合せた方法が用いられる。⁽¹⁵⁾

BALRMに対する批判は第三者との比較および統合事業に関するものである⁽¹⁶⁾。すなわち、次の3点に要約することができる⁽¹⁷⁾。まず第一に、規模と範囲の経済、取引費用の節約などが無視されている。第二に、製造とマーケティングに関する無形資産の2つについては考慮に入れられているが、第三の無形資産であるマネジメントの無形資産は無視されている。第三に、製品のライフサイクルを考慮に入れていないためにハイテク産業に属する多国籍企業には適用が難しい。

これらの批判から、アメリカの各州で行われている「ユニタリービジネス」のような個々の企業の所得が賃金、資産、売上の割合によって分割される「方式配賦」アプローチで行われるべきであるという結論が導かれる。だが、『白書』の第10章では方式配賦アプローチが考察されているが、移転価格税制の国際的規範や経済に歪みをもたらすという点で、賢明ではなく不必要であると結論付けられている。また、統合事業の存在が適切に解釈された独立企業アプローチに基づく理論と矛盾しないと結論付けられている。

もう一つの批判は、企業が子会社と無形資産のライセンス契約をしたとき、非関連企業とのライセンス契約が所得配分のための唯一の基礎として使われなければならないという独立企業基準に忠実な見解によるものである。非関連企業間のライセンス授与は一般に自身の所有するノウハウ、評判、マーケティングの技術、それ以外の要素が重要となる複雑で困難な活動について行われる。関連企業間のライセンス授与についてもこれらの活動について行われ、自身の所有する重要な無形資産を用いるかもしれない。もしそうであっても、『白書』はそれらにBALRMを適用しないだろう。つまり、『白書』は所得配分の決定について上述のような非関連企業のライセンスを認めていないのである。特に、そのようなライセンスを「不正確な比較対照取引」として否定している。それは、ライセンスの受け手によって担われた機能が非常に異なっているからである。

上記の批判を受けて考えられたのが、BALRMの代替アプローチである「製造契約（contract manufacturing）」である。製造契約における契約生産者は、生産した総量の買取りが保証されており、製品販売に関するリスクを負担しない。製造子会社は、契約生産者と異なり、リスクを負っている。親会社はその子会社の製品の購入を請求されることはないからである。『白書』は製造子会社の負っているリスクに同意しているが、ボウシュ & ロム（Bausch & Lomb）事件でIRSが契約生産者を比較対照取引としたことは否定されている。

3. BALRMの精緻化

BALRMは取引価格を市場での比較対象と照合するという従来の発想から、企業が所得を得るためにどのような要素が投下され、投下された要素がどれだけの収益をあげるか、つまり、関連当事者の取引を一種の投資と考え、それとリターンの関係を整理するという方向から組み立てられている。そこで問題となるのは、リスクとリターンの関係であるが、『白書』ではリスクに関して具体的な扱いがとりあげられていない⁽¹⁸⁾。

これを受けて、純現在価値法による投資決定理論の応用である資本資産価格モデル（CAPM）の適用が提唱されることになる⁽¹⁹⁾。CAPMはBALRM同様、要素モデルのうちの一つである⁽²⁰⁾。

あるプロジェクトについて、資本の機会費用で割り引いた将来のキャッシュ・フローから初期投資量を差し引いた純現在価値（NPV）がゼロよりも大きければ投資が行われる。プロジェクトの現在価値がプラスである限りは、企業価値が高められることになるので投資が行われることになる。すなわち、今までの投資に加えて新たな投資を行うか否かは、その新しい投資を行った後の企業価値を増大させることができるかどうか重要であり、それが新しい投資を行うかどうかの決定であり、そのためには新しい投資だけを独立にみて、それがプラスであれば投資を行えばよいということである。

CAPM は企業財務理論 (corporate finance) の教科書⁽²¹⁾ にとりあげられており、その考え方は次の通りである。企業の株主はその企業がリスクのあるプロジェクトを引受けることに対して報酬を受けねばならない。さもなければ、株主は他の企業に投資対象を拡げリスクを分散することができる。株主が報酬を受けねばならないのは、分散しなかったリスクもしくはシステマティック・リスクについてである。ある投資の非分散リスクは、市場の動きに対していかに反応するかを測定することによって決まってくる。市場の動きに対するこの感度は通常、証券のベータ (β) と呼ばれている。 β は各産業ごとに算出されている。

すなわち、CAPM は一般的な市場ポートフォリオによって達成される収益に対する当該収益の変動性によって決定されると考えられている。このモデルの算式は下記のようなになる。

$$r = r_f + \beta(r_m - r_f)$$

r_f : リスクのない証券の収益率

r_m : 市場全体の投資ポートフォリオによる収益率

CAPM では、固有の無形資産に対する必要収益率の算定が可能である。つまり、ある無形資産が用いられている産業と同じ産業分野の特定の株式に投資した投資家が求める収益率を分析することによって、その無形資産の必要収益率を算定することができるというのである。当該無形資産に大きな影響を受けている企業の株式を分析すれば、当該産業における無形資産の必要収益率をより直接的に示すことが可能となる⁽²²⁾。

しかしながら、CAPM モデルでは次のような仮定がおかれているが、これらの仮定は現実性に欠けるという批判がある。

- ① 一般市場における収益率の r_m は、あらゆる情報が有価証券の価格に適切に反映されているという意味で、効率的市場が確立されていることを前提にしている。
- ② 一般的な市場ポートフォリオについては定義が可能で、正確に測定することができる。
- ③ さまざまなリスク要素は、すべて体系的に β という係数で捕捉することができる。

おわりに

『白書』は、移転価格税制上、無形資産の価値について正面から取り組み、その価値評価方法としてインカム・アプローチをとりあげたことは評価できる。具体策としての BALRM は、分析方法にインカム・アプローチを用いようとした先駆け的な存在であるが、リスクの扱いに関しての批判から、代替案としての CAPM が出されたもの実際に適用されることはなかった。

周知のように、『白書』は無形資産の移転価格のみに適用することを目的に出されたものである。だが、第 11 章「F. 移転価格のそれ以外の見解との調和」において、その対象を有形資産

にまで拡大しようとする内国歳入庁の見解がうかがえる⁽²³⁾。

「本章（第 11 章）の目的は、無形資産から生じる所得の配分に関する新しい方法の実用化の枠組みを提供することである。それゆえに、サービスの供与または有形資産の移転を含む所得配分の方法は、一見してこれまでの議論の範疇には入っていないように思われる。しかしながら、無形資産に関する移転価格の規則は明らかにそれ以外の関連企業間取引の規則との調和がはからねばならない。有形資産の移転とサービスの供与は無形資産の移転を伴うことが多々ある。……もし、ある取引に関する規則が多少なりとも納税者の好むところとなるならば、納税者はその不均衡を利用した取引を組立てる手段を見出すことが容易になるであろう。

二つ以上の取引を含む単一の経済取引に関して優先順位を設定することが妥当であるかもしれない。……有形資産の移転は無形資産の移転を含むことが多々ある。なぜなら、移転された財が商標や特許に盛り込まれた無形資産の価値に依存することが多々あるからである。これらの場合には、基本となる所得配分は無形資産について開発された規則の下で決定されるべきである。」

BALRM は、1992 年の規則案で利益比準幅（Comparable Profit Interval; CPI）とって代わられるが、その後の利益比準法（CPM）採用の序曲になったことが上記の見解から言えるのではないだろうか。

とはいっても、『白書』は無形資産の価値、またその測定法についての根本的問題に取り組み、それをミクロ経済学と企業財務理論を用いて根拠付けようとしたところに意義があるのである。その特徴は、分析の対象が従来の「価格」から「利益」へ、また「資産と所得の関係」から「費用と所得の関係」へとシフトしたことである。

無形資産の利用に関する国際取引から生じる所得に対する課税という問題については、アメリカにおいて『白書』以降、規則が数回改正されており、また OECD のガイドラインには無形資産に関する取決めが設けられている。しかしながら、無形資産の重要度が増している今日、無形資産の評価というような問題解決のための取組みはまだ試行錯誤の段階にある。

《注》

- (1) 本稿は、日本財政学会第 55 回神戸商科大学大会での報告「移転価格税制における無形資産の扱い」に基づき作成したものである。大阪学院大学の村上睦先生には討論者として有益かつ貴重なコメントをいただいた。また、東京国際大学（前東洋大学）の小林威先生には資料に関して大変お世話になった。厚く御礼申し上げます。しかしながら、誤りを含め文責は筆者にあることは言うまでもない。
- (2) 通産省産業政策局国際企業課編（1994）『第 5 回 海外投資統計総覧』8 頁。
- (3) 96 事務年度（96 年 7 月～97 年 6 月）には課税件数が 78 件（過去最高）、追徴額が 441 億円であり、97 事務年度には課税件数が 63 件、追徴額が 943 億円（過去最高）となっている（日本経済新聞 98

- 年10月27日夕刊)。無形資産取引についての所得移転であるが、日本コカ・コーラがロイヤルティの支払いに関して、また山之内製薬がロイヤルティの受取りに関して移転価格税制を適用されている。
- (4) Smith, Gordon V. and Parr, Russell L. (1994), 邦訳, 146-156 頁。
- (5) 同上書, 194-195 頁。
- (6) 独立価格比準法 (Comparable Uncontrolled Price method; CUP), 原価加算法 (Cost Plus method, CP), 再販売基準法 (Resale Price method; RP) である。
- (7) 基本三法以外の方法で、収益に着目した方法が一般的であり、大きく分けて二つの系統、連結利益を利用する「利益分割法 (PS 法)」と正常収益率を利用する「利益比準法」を用いる方法がある。
- (8) *WHITE PAPER*, pp 79-80.
- (9) *ibid.*, p 81.
- (10) *ibid.*, pp. 83-84.
- (11) *ibid.*, p 82.
- (12) 中里 実 (1992), 164 頁。
- (13) *WHITE PAPER*, *op. cit.*, pp. 87-94.
- (14) 村上 睦 (1996), 54-55 頁を参照されたい。
- (15) *WHITE PAPER*, *op. cit.*, pp. 99-102.
- (16) Frish, Daniel J (1989), pp. 262-264. 村上, 前掲書, 58-61 頁, Eden (1998), pp. 416-419 を参照されたい。
- (17) Eden, *ibid.*, pp. 416-419.
- (18) 『白書』では、関連企業の取引において、不確実性が存在するか、リスクを負うことで得られる市場の報酬は真にリスクをおった関連企業内の者に配分されるべきであるということは述べられている。しかしながら、リスクについてはその意味が述べられているにとどまっている。*WHITE PAPER*, *op. cit.*, pp. 103-105.
- (19) Frish, *op. cit.*, pp. 264-267 および Witte, Ann Dryden and Chiptly, Tasneem (1990), pp. 1021-1023.
- (20) 要素モデルとは、投資の要素ごとに適正収益率を設定する方法である。この他のモデルとしては、裁定取引価格モデルなどがある。Smith and Parr, 前掲書, 447-450 頁。
- (21) Brealey, Richard A., Myers, Stewart C. (1996).
- (22) Smith and Parr, 前掲書, 447-449 頁。
- (23) *WHITE PAPER*, *op. cit.*, pp. 105-106.

参考文献

- Brealey, Richard A., Myers, Stewart C. (1996) *Principles of Corporate Finance 5th (ed.)*, McGraw-Hill.
- Eden, Lorraine (1998) *Taxing Multinationals: Transfer Pricing and Corporate Income Taxation in North America*, University of Toronto Press.
- Frish, Daniel J (1989) "The BALRM Approach to Transfer Pricing" *National Tax Journal*, Vol XLII No. 3.
- Hufbauer, Gary C (1992) *U. S. Taxation of International Income, Blueprint of Reform*, Institute for International Economics
- OECD (1995) *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*
- Smith, Gordon V and Parr, Russell L. (1994) *Valuation of Intellectual Property and Intangible Assets 2nd (ed.)*, (財団法人 知的財産研究所訳, 菊池純一監訳『知的財産と無形資産の価値評価』中央経済社, 1997年)。

- Treasury Department & Internal Revenue Service (1988) *SEC. 482 WHITE PAPER on Intercompany Pricing*.
- Witte, Ann Dryden and Chipty, Tasneem (1990) "Some Thoughts on Transfer Pricing" *TAX NOTES*.
- 川端康之 (1993) 「移転価格税制と経済分析」『総合税制研究』No. 2.
- 岸 英彦 (1997) 「独立企業間価格の算定方法に関する考察」『税務大学校論叢』。
- 小林威編著 (1998) 『移転価格税制の理論・実証研究』多賀出版。
- 小林 威・小野島真 (1999) 「無形資産の移転価格と利益比準法 (CPM)」『経済論集』第 24 巻第 2 号。
- 駒宮史博 (1997) 「無形資産に関わる移転価格課税についての一考察」『法政理論』第 29 巻第 2 号。
- 中里 実 (1992) 「無体財産権に対する transfer pricing についての経済分析」『租税財政論集 第 5 集』
社団法人 日本租税研究協会。
- 中村雅秀 (1995) 『多国籍企業と国際税制』東洋経済新報社。
- 村上 睦 (1996) 『多国籍企業と移転価格税制』文眞堂。
- 柳下正和 (1997) 「租税政策の国際的展開—移転価格税制を中心として—」『中央大学大学院研究年報』
経済学研究科篇, 第 26 号。
- 山川博樹 (1996) 『我が国における移転価格税制の執行—理論と実務』税務研究会。

《Summary》

Arm's Length Standard for Transfer Pricing of Intangible Assets

By Masakazu YANAGISHITA

As worldwide transactions of goods and services increase, inter-company transactions are increasing along with this. In recent years, many of these transactions have come to include these of intangible assets, and this has led to some issues with transfer pricing. This paper examines three approaches for valuation of intangible assets: market, cost and income. With respect to the theory and the practice in *SEC.482 WHITE PAPER on Intercompany Pricing* (The WHITE PAPER), this will consider the significance of transfer pricing of intangible assets within the context of the tax system concerning transfer pricing.